

保管金取扱窓口変更のお知らせ

水戸地方裁判所麻生支部
水戸家庭裁判所麻生支部
麻生簡易裁判所

令和4年3月22日（火）から、当支部で行っていた保管金事務を
水戸地方裁判所（本庁）事務局会計課において行うこととなりました。
つきましては、以下のとおり取扱いが変更されていますのでお知らせします。

1 保管金の納付について

(1) 保管金提出書の提出先

水戸地方裁判所（本庁）事務局会計課

（住所 茨城県水戸市大町1-1-38，電話番号029-224-8185）

※ 当支部窓口で現金を納付する場合は、当支部に提出してください。

(2) 振込銀行口座（当座納付）

【変更前】 常陽銀行鹿島支店 （口座番号）1881852

【変更後】 常陽銀行本店営業部 （口座番号）0054457

(3) 現金納付について

保管金は水戸地方裁判所（本庁）会計課のほか、当支部窓口においても納付することはできますが、当支部においては釣銭の用意がありませんので、過不足のない納付に御協力ください。なお、保管金の納付は、当座納付（裁判所指定口座への振込）又は電子納付（インターネットバンキングやペイジー対応のATM等を利用した納付）が便利ですので御利用ください。

2 保管金の還付について（保管金に残額が生じた場合）

(1) 事前還付請求がある場合

水戸地方裁判所（本庁）から還付されます。還付にあたって特段の手続きは必要ありません。

(2) 事前還付請求のない場合

窓口の現金還付については水戸地方裁判所（本庁）及び当支部のいずれでも行うことが可能ですが、当支部での現金還付を希望される場合は、数日程度お時間をいただくこととなりますので、還付請求の際はできる限り振込払いを御利用ください。

また、小切手による還付は水戸地方裁判所（本庁）のみの対応となります。

なお、保管金の納付時に事前還付請求（保管金提出書の〈還付金の振込先等〉欄への記載）を御利用いただくと、後日の請求を要することなく保管金が自動的に還付されますので、是非御利用ください。